プラスチック製品の一括収集について

1 背景・趣旨

これまで、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に 基づき、菓子類の袋等の容器包装プラスチックの分別収集を行い、リサイクルを 進めているが、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する 法律」が施行され、新たにストロー等のプラスチック製品のリサイクルが可能と なる仕組みが設けられた。

これに伴い、令和6年3月に策定した「君津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチック製品の分別収集を行い、更なるごみの再資源化に努めるため、令和7年10月からプラスチック製品の一括収集を実施する。

2 対象品目

汚れのない一辺の長さが50センチメートル未満、かつ、厚さが5ミリメートル未満の100%プラスチック素材の製品(金属や電池等の他素材が含まれていないもの)

(例) ストロー、桶・洗面器、お盆・トレイ、お椀、コップ、下敷き、ジップ袋、 ちりとり、ハンガー、バケツ、CD・DVD、ポリ手袋

3 ごみの出し方

場 所:資源ごみステーション

収集日:週1回の資源ごみ (ペットボトル・容器包装プラスチック) の日

出し方:容器包装プラスチックと併せて中身の見えるレジ袋等に入れる。

4 リサイクル方法

資源ごみステーションに排出されたプラスチック製品(容器包装プラスチックを含む。)は、収集後、中間処理施設に搬入され、選別・圧縮梱包された後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し再商品化される。

5 年間排出量の見込み

※令和5年10月に市内3地区で実施したモデル収集の実績に基づき算定

・容器包装プラスチック:410.0トン

・プラスチック製品 : 37.3トン(約8%)

合計:447.3トン

6 近隣市の状況

実 施 中:南房総市(一部)

実施予定:木更津市(令和7年10月から)

未 定:富津市、袖ケ浦市、館山市、鴨川市、南房総市(一部)、鋸南町

7 スケジュール

令和7年 5月 議会報告

君津市廃棄物減量等推進審議会

6月 クリーンカレンダー等による周知

9月 改訂したきみつクリーンガイドブックによる周知

広報きみつ・ホームページ等による周知

10月 プラスチック製品の一括収集の開始